支担官第４１８号

令和８年１０月２９日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　廣瀬　和希
（公　印　省　略）

公　　示

下記の内容により公募するので応募されたい。

記

１．件　　名
レガシー回線移行に係る移行計画作成等役務

２．参加資格
（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）07・08・09 年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＣ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
（４）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３．応募条件
（１）下記の資格及び実績を有する者を本役務に配置できること。
・ネットワークスペシャリストの資格を有する者
・官公庁におけるネットワーク換装に関するプロジェクトマネジメント実績を有する者
・ＶｏＩＰやネットワーク構築に関する設計実績を有する者
・非常時に備えたバックアップ回線（危機管理用回線）の提供実績または設計実績を有する者
（契約実績が分かる書類（契約書や申込書の表紙、契約実績一覧等の一部）、資格証明書）
（２）防衛省・自衛隊と国土交通省航空局の間の航空管制業務に用いられる既存有線ネットワーク及び回線切替後の国土交通省航空局と同種の閉域ネットワークについて理解しており、両ネットワークを提供する通信事業者から回線情報等を入手できること。
（回線情報等を入手できることが分かる資料（回線を提供する通信事業者への契約書や申込書の表紙または契約一覧表等の一部、同社から情報提供を受ける旨の同意書等））
（３）過去３年以内に、官公庁における１００回線以上を対象とした閉鎖ネットワーク換装のための現地調査及び回線付帯工事を含めた設計、換装業務を契約し、完了した実績を有すること。
（契約実績が分かる書類（契約書や申込書の表紙、契約実績一覧等の一部））
（４）稼働中のネットワークを対象とした、アナログ音声伝送回線からＩＰ音声伝送回線への切替に係る業務実績を有すること。
（契約実績が分かる書類（契約書や申込書の表紙、契約実績一覧等の一部））

４．応募要領
（１）この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、仕様書 1.4.3 b)～e)に定める本役務の実施体制並びに仕様書 7.2 b)1)～3)までに定める情報保全に係る履行体制に関する資料（詳細は別に示す）を令和８年１１月１３日（金）１２：００までに提出しなければならない。
（２）問い合わせ先
〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町５－１　電話０３－３２６８－３１１１（代）
ア　仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について
防衛省大臣官房会計課契約係　　髙瀬　　内線２０８２６　（庁舎Ａ棟１０階）
Email　takaseshOy@ib.dss.mod.go.jp
イ　応募条件について
防衛省大臣官房会計課物品管理係　　内線２０８１５　（庁舎Ａ棟１０階）
Email　naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

５．資料提出に当たっての留意事項
（１）提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
（２）資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
（３）提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

６.提出資料の審査及び結果の通知
（１）資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
（２）資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

７．その他
原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

レガシー回線移行に係る移行計画作成等役務の
実施体制並びに情報保全に係る履行体制に関する資料について

仕様書 1.4.3 b)～e)に定める本役務の実施体制並びに仕様書 7.2 b)1)～3)に定める情報保全に係る履行体制に関する資料に関する資料については以下のとおりとする。

○本役務の実施体制に関する資料

① 業務従事者リスト及び次に示す履歴資料

② 業務従事者に係る履歴資料は、任意の書式により次の内容を記載する。

各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）

○情報保全に係る履行体制に関する資料は、次を標準とする。

① 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、秘密等及び保護すべき情報等（保護すべき情報については、情報セキュリティ通達第５項４号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われる場合は、代表者、役員、管理職員等であっても、取り扱いを制限された情報には接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則（締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則）の写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）

② 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者（③において「親会社等」という。）の一覧及び契約相手方との資本又は契約（名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。）関係図

③ 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）